

第1日

令和6年2月22日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和6年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から3月19日までの27日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの27日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

11番堀尾俊浩議員

12番中島秀樹議員

を指名いたします。

施政方針をお開きください。

次に、施政方針について、市長より説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。冒頭に、本年元日に発生した能登半島地震により亡くなられた方々に衷心より哀悼の意をささげますとともに、被害に見舞われた方々、いまだ避難所での生活を強いられている方々にお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧・復興となりますよう御祈念申し上げます。

まさに吾在俱、全国民が被災地に様々な思いを寄せております。平成29年7月九州北部豪雨を経験した朝倉市としても、できる限りの支援を行う所存であります。また、全職員に対し、いま一度災害に対する危機管理を再認識するよう指示したところでございます。

それでは、施政方針を述べさせていただきます。

本日ここに、令和6年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙な中にお繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本議会は、市政運営の基本となる令和6年度の当初予算をはじめ、多くの重要な案件につきまして御審議をお願いするものであります。したがって、その冒頭で私の令和6年度における市政運営に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ市民の皆様の

御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

私は、これまで平成29年7月九州北部豪雨災害から、ふるさと朝倉を取り戻すため、全力で復旧・復興に取り組んでまいりました。残念ながら、令和5年7月にも大規模な災害が発生いたしました。現在、総力を挙げ対応に当たっております。

また、朝倉市復興計画において、令和6年度からは発展期として位置づけており、被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していくことを実感していただくようにしたいと考えております。

世界情勢につきましては、2年を経過したロシアによるウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫をはじめ、不動産投資の落込みなどが懸念される中国経済や11月に予定されている米国大統領選挙など、我が国に少なからず影響があると思われる、今後も引き続き注視していく必要があります。

国内におきましては、令和6年能登半島地震の復旧・復興への対応や、経済に対し不安視する声がある一方で、令和5年に30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の設備投資など前向きな動きが出てきており、長い間日本経済に染みついたデフレから完全脱却ができるか正念場を迎えている状況です。

政府は、令和6年度予算案として、過去2番目の規模となる一般会計予算112兆5,717億円を、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れをつかみ取る予算とし、医療・福祉分野で働く方々の処遇改善をはじめとした物価に負けない賃上げの実現や、こども未来戦略に基づく加速化プランの実施、また、我が国周辺の安全保障環境を踏まえた防衛力の着実な強化などに対応するものとされております。

一方で、税収は過去最大の69兆6,080億円を確保したものの、国債の発行額は依然として財源の3割以上となり、厳しい財政状況は続いております。

次に、朝倉市の令和6年度予算をはじめとする市政運営の基本的な考え方につきまして、第3次朝倉市総合計画に基づき6つの基本目標ごとに申し上げます。

まず、1つ目の基本目標「災害に強く、快適に暮らせる安全・安心なまちづくり」についてです。

平成29年7月九州北部豪雨による災害復旧事業の多くが完了を見ようとした矢先、令和5年7月の豪雨により再度被災いたしました。令和6年度当初予算案においては、令和5年度を大きく上回る85億円超の災害関連経費を計上しており、災害復旧事業につきましては、改良的要素を入れた復旧や被災原因の除去を取り入れた復旧により再度災害の防止を進めてまいります。

さらに、平成29年7月以降、佐田川の治水機能強化のため国に強く求めてきた寺内ダム再生事業が着手されました。事業の早期完了に向けて、関係機関と連携しながら災害に強いまちづくりを目指してまいります。

被災地の復興につきましては、朝倉市復興実施計画に基づき、旧松末小学校を活用した

コミュニティセンターを整備するとともに、住まいの再建のための宅地分譲を進めてまいります。

また、合併前の旧市町時代から同数であった消防団員の定数を見直すとともに、消防団活動に係る待遇改善を行い、団員の確保に努めてまいります。さらには、消防団活動が共有できるシステムを導入いたします。

近年の大雨・浸水対策としまして、移動可能な排水ポンプの準備、原鶴調整池へのカメラ設置、総合市民センター駐車場の調整池機能の整備など、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

交通環境につきましては、地域住民の交通の確保及び充実を図るため、4月から高木地区で地域における新たな輸送手段の確保を図ります。また、10月から、あいのりタクシー 杷木東部線と黒川線の運行形態を見直し、利便性の向上に努めてまいります。

都市基盤の整備につきましては、新庁舎へのアクセス道路となる市道来春・一木線につきまして整備を進めるとともに、新庁舎を一つの拠点としたエリアの活性化を図るため、用途地域の見直しを行います。あわせて、安全で安定した水道水の供給を図るため、福岡県南広域水道企業団からの送水施設の整備も進めてまいります。

次に、2つ目の基本目標「子どもから高齢者まで、健やかに笑顔があふれるまちづくり」についてです。

結婚・出産・子育てにつきましては、あさくら“縁”結び会員制度や、あさくら出会いサポートセンターJUNOALLでの縁結び事業を継続し、会員増や成婚に向けた取組を進めてまいります。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置するとともに、地域や民間団体と連携した子どもの居場所づくり事業や母子手帳アプリを導入した子育てDXなどの支援を進めてまいります。

保育所では、使用済み紙おむつの持ち帰りをなくす取組や、医療的ケアが必要な児童への看護師等の配置を支援する取組を進めてまいります。

健康づくりにつきましては、令和5年度に策定した第3次朝倉市健康増進計画に基づき、定期的な健診、体力づくり支援、介護予防等に取り組んでまいります。

また、令和5年12月に協定を締結した久留米大学と連携し、アンチエイジングや糖尿病教室を計画してまいります。さらには、50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種費用につきましても引き続き助成してまいります。

朝倉診療所につきましては、施設の老朽化や市民の利便性向上のため建て替えを進めてまいります。

介護保険料につきましては、65歳以上の方の第1号被保険者の基準額月額を、これまでより200円減額し5,800円に改定いたします。

このほか、令和5年度から開始した介護の人材確保事業に加え、保育士や看護師の人材

確保事業にも取り組みます。

また、令和5年度に策定した第2次朝倉市地域福祉計画に基づき、判断力が低下した高齢者や障がいのある方の成年後見制度の利用促進のため、中核となる機関を設置してまいります。

次に、3つ目の基本目標「次世代につなぐ環境にやさしいまちづくり」についてです。

「朝倉市ゼロカーボンシティ宣言」や令和5年度に策定した朝倉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を実現するため、政府方針と同様、2030年度までに二酸化炭素排出量50%以上の削減を目指し、ゼロカーボン推進補助金として、太陽光発電設備設置、電気自動車購入、V2H設置、ZEH建築等への補助を継続してまいります。

また、し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を継続するため、老朽化した汚泥再生処理施設の長寿命化に併せ、新技術の導入による性能の向上と規模の適正化を図ってまいります。

地球温暖化の緩和、水源の涵養機能、災害の防止など森林の多面的機能を確保するため、森林環境譲与税を活用し森林の保全を図ってまいります。

このほか、学校施設等のLED設備の整備とともに、公用車の電気自動車購入を計画的に進め、GX（グリーントランスフォーメーション）の取組を進めてまいります。

次に、4つ目の基本目標「活力ある産業と魅力的な観光資源があるまちづくり」についてです。

老朽化した農業用施設の改修など農業基盤の整備を図るとともに、農業及び畜産の施設・機械整備に対する補助や、豪雨災害で被災した農家の営農再開に向けての支援事業を進めてまいります。

輸入飼料や燃料価格高騰による負担軽減を図るため、畜産農家に対して支援を行うほか、共同乾燥調製施設及び共同集出荷選果場の運営に係る電気料金の値上がり分に対して補助を行ってまいります。

また、朝倉グリーンツーリズム協議会と協力して、朝倉市の魅力発信に取り組むとともに、グリーンツーリズム事業の継続支援を行ってまいります。

市内各地域において、地域農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画の策定を進めるとともに、担い手の確保・育成、農地利用の最適化などに取り組んでまいります。

中小企業への支援につきましては、物価高騰等の影響により厳しい経営状況が続いていることから、金融支援や新規創業支援を継続して実施するほか、消費を喚起し市内商工業者を支援するため、20%のプレミアム付商品券を発行いたします。

観光振興につきましては、デスティネーションキャンペーンが福岡県と大分県で開催されます。市内観光関連産業においても実りあるものとするため、首都圏でのPR活動や秋月藩成立400年を記念したイベント等を引き続き実施することに加え、原鶴温泉をはじめとする市内宿泊施設で利用できる割引クーポン券を発行いたします。

また、雑誌等を活用して、春や秋の観光シーズン以外の観光客増加を図る観光プロモーション事業を継続して取り組むほか、新たに鵜飼いのイベント活用や水をテーマとしたフォトコンテストを実施いたします。

このほか、本年8月のオープンを目指し、水の文化村水辺のふれあいゾーンのキャンプ場整備を進めてまいります。

次に、5つ目の基本目標「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」についてです。

児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性及び健康・体力をバランスよく身につけながら、学校で楽しく充実して学べる環境づくりとして、小学5・6年生及び中学生に対し、英語・算数・数学のデジタル教科書を導入するとともに、郷土愛の醸成を図るため、朝倉市の歴史、文化等に関する副読本「わたしたちの朝倉」の更新作業を行います。

また、中学校全6校にスラックス・スカートなど組み合わせが自由な新しい制服を導入いたします。

小中学校施設につきましては、トイレの洋式化等を計画的に整備するほか、通学路の安全確保のため、秋月小学校の北側急傾斜地への崩落防止対策を実施してまいります。

このほか、教職員の事務軽減を図るため、統合型校務支援システムを導入し、働き方改革を推進してまいります。

また、小中学校の給食費補助につきましても、物価高騰に伴う保護者の負担軽減のため継続して行ってまいります。

文化・生涯学習につきましては、市民の学ぶ機会が十分にあり、歴史的・文化的な活動、生涯学習活動及びスポーツ活動に積極的に参加できるよう、文化や体育などの施設補修等を実施いたします。

また、令和7年度に開催予定の全国藩校サミット朝倉大会の気運づくりとして、宮崎県高鍋町や山形県米沢市をつなぐ三名君フォーラムの開催を支援するとともに、令和5年度から実施している秋月藩成立400年記念事業として、シンポジウム、企画展、イベント等を開催してまいります。

このほか、朝倉市の歴史や文化を再確認し、郷土愛の醸成と市内外への魅力の発信を目的として、「あさくら検定」を実施いたします。

次に、6つ目の基本目標「誰もが尊重され支えあい、市民とともに創る持続可能なまちづくり」についてです。

コミュニティ活動の拠点施設の整備につきましては、安川コミュニティセンターの建て替えを令和7年度の完成を目指して進めてまいります。

朝倉市のシティプロモーションにつきましては、本市にゆかりのある人材を起用するアンバサダー制度やサポーター制度を導入し、地域の魅力を市内外に発信することで、まちのイメージを高めて「朝倉ファン」を獲得し、関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

移住定住推進の拠点となる移住定住交流センター「コンネアサクラ」をオープンし、き

め細やかな相談体制の充実と、移住者や市民の交流の場として運営してまいります。また、移住受入モデル地域制度を導入し、移住定住の実現と地域の活性化を図ってまいります。

自治体DXにつきましては、デジタルツール等を活用した業務改善を実施し、市民サービスの向上や事務の効率化を推進してまいります。

また、引き続きシニア向けスマートフォン教室を開催し、情報格差の解消に努めてまいります。

さらに、コンビニエンスストアでの証明書交付手数料を本年12月末まで10円とし、市民の負担を軽減するとともに、マイナンバーカードの普及・利用促進を進めてまいります。

このほか、男女共同参画につきましては、女性の起業応援セミナーを開催し、女性の活躍推進を支援してまいります。ここまで、基本目標と主な取組について申し上げてまいりました。

このほか、新庁舎建設につきましては、令和8年1月の開庁に向け、市民の皆様に長く愛される庁舎となるよう建設を進めるとともに、新庁舎と甘木駅周辺を拠点としたまちづくりの構想についても進めてまいります。

また、力を入れ取り組んでいる地方創生につきましては、令和5年度予算に引き続き地方創生の予算枠を確保し、職員提案による事業を募りました。

令和5年度に関係部署により横断的に立ち上げました「こども・子育て戦略会議」と「シティプロモーション戦略会議」につきましては、今後さらに的確・迅速に対応していくため会議を本格化させ、成果を出せるように進めてまいります。

以上、令和6年度の施政方針について申し上げます。

令和8年3月には市制20周年を迎えます。全ての市民に夢と希望と笑顔があふれ、誰もが住みたい朝倉市を市民と創るため、市民の皆様、そして、その代表である市議会議員の皆様と意見を交わし、職員一人一人が改善意欲を持ち、積極果敢に行動し、成果を出すよう、私はもとより職員一同精一杯取り組んでまいります。議員各位には、重ねて御理解と御協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で施政方針の説明は終わりました。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告2件、議案31件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 本日提案いたしました議案につきまして、ただ今から提案理由の

概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

本定例会では、報告について2件、当初予算について9件、補正予算について5件、積立金の目的外使用について2件、条例の一部改正及び制定について11件、計画の変更について2件、工事委託協定の締結の議決内容の一部変更について1件、市道路線の認定について1件、合計33件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号及び報告第2号について説明申し上げます。

報告第1号及び報告第2号の専決処分の報告につきましては、市道上の事故及び交通事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、当初予算について説明申し上げます。

第4号議案令和6年度朝倉市一般会計予算につきましては、当初予算規模を434億6,000万円とし、前年度の当初予算との比較では33億3,000万円、8.3%の増となりました。

これは、災害関連予算について、平成29年7月九州北部豪雨災害に令和5年梅雨前線豪雨災害が加わった影響により約85億円を計上したこと、また、災害関連以外の通常分について、汚泥再生処理センター基幹改良事業費、庁舎建設事業費等により、過去最大規模の約349億円を計上したことによるものです。

それでは、一般会計の歳入の概要について説明申し上げます。

市税は、個人市民税における定額減税、固定資産税の評価替えに伴う家屋分の減等が見込まれることから、対前年度比5,385万6,000円、0.7%の減となりました。

一般財源等の中で大きな割合を占める地方交付税及び臨時財政対策債は、国が示した令和6年度の地方財政計画において、対前年比で、地方交付税が3,060億円、1.7%の増、臨時財政対策債が5,402億円、54.3%の減とされています。

本市におきましては、市税等の収入は前年度とほぼ同水準であるものの、公債費の増や臨時財政対策債の発行抑制により、普通交付税は対前年度比2億円、3.0%の増、臨時財政対策債は、地方財政計画に基づき対前年度比9,600万円、64%の減といたしました。特別交付税は、前年度と同額の10億円を計上いたしました。

このことから歳入の根幹を成します市税、地方交付税等の一般財源総額は、対前年度比1億626万8,000円、0.6%の増となりました。

次に、歳出の主な内容について、目的ごとに概要を説明申し上げます。

まず、総務費は、庁舎建設事業費、統合型仮想化基盤構築事業費等の減により、対前年度比15億6,036万7,000円、15.2%減の86億8,573万1,000円といたしました。

衛生費は、汚泥再生処理センター基幹改良事業費等の増により、対前年度比11億1,096万円、44.2%増の36億2,518万4,000円といたしました。

土木費は、社会資本整備総合交付金事業費、流末水路整備事業費等の減により、対前年度比5億9,034万6,000円、15.9%減の31億2,548万4,000円といたしました。

教育費は、立石小学校校舎増築改修事業費、学校トイレ等衛生環境改善事業費等の増により、対前年度比12億2,582万円、38.9%増の43億7,780万4,000円といたしました。

災害復旧費は、令和5年梅雨前線豪雨災害復旧事業の影響により、対前年度比27億6,425万8,000円、77.2%増の63億4,656万5,000円といたしました。

なお、詳細内容につきましては、予算審査特別委員会におきまして担当職員から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、特別会計について説明申し上げます。

第5号議案令和6年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算につきましては、対前年度比85万9,000円、13.0%減の573万4,000円といたしました。

第6号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定において、対前年度比1億262万1,000円、1.4%減の70億2,026万6,000円とし、直営診療施設勘定において、対前年度比1億3,258万8,000円、43.1%増の4億4,000万1,000円といたしました。

第7号議案令和6年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比9,612万7,000円、9.1%増の11億5,129万円といたしました。

第8号議案令和6年度朝倉市介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比1億2,251万2,000円、2.0%減の60億4,328万3,000円といたしました。

次に、第9号議案から第12号議案までにつきましては、企業会計予算に関する議案であります。

第9号議案令和6年度朝倉市工業用水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間547万5,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に1億7,102万2,000円、支出に1億4,228万円を計上いたしました。

また、資本的支出において、企業債償還金として支出に2,686万1,000円を計上しておりますが、不足額は過年度分の損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しようとするものであります。

第10号議案令和6年度朝倉市水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間278万4,000立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に6億3,028万8,000円、支出に6億4,208万7,000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、配水管布設工事、送水施設整備等を行うこととし、収入に3億6,415万4,000円、支出に4億6,825万7,000円を計上しておりますが、不足額は減債積立金等で補填しようとするものであります。

第11号議案令和6年度朝倉市簡易水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として年間8,760立方メートルを給水することとし、これに伴う予算は収益的収入及び支出において536万2,000円を計上いたしました。

第12号議案令和6年度朝倉市下水道事業会計予算につきましては、業務の予定量として、

水洗化人口 3 万5, 528人に対し年間総処理水量405万6, 749立方メートルを処理することとし、これに伴う予算は、収益的収入及び支出において、収入に24億1, 075万3, 000円、支出に21億7, 951万5, 000円を計上いたしました。

また、資本的収入及び支出において、流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業の建設改良を主に行うこととし、収入に18億2, 605万1, 000円、支出に27億1, 508万3, 000円を計上しておりますが、不足額は当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、第13号議案から第15号議案までの補正予算に関する議案につきまして説明申し上げます。

第13号議案令和 5 年度朝倉市一般会計補正予算（第 9 号）につきましては、ふるさと応援寄附金関連事業費、プレミアム商品券発行補助事業費等の増、災害関連経費の増減及び既定経費の減について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ21億1, 463万9, 000円を減額し、予算総額を461億8, 079万6, 000円といたしました。

第14号議案令和 5 年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、事業勘定において、前年度の療養給付費負担金の確定に伴う県への返還金及び令和 4 年度決算に伴い財政調整積立基金へ積み立てる経費等について補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ3, 867万1, 000円を追加し、予算総額を71億6, 271万1, 000円といたしました。

また、直営診療施設勘定において、令和 4 年度決算に伴い財政調整積立基金へ積み立てる経費等について補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ2, 324万円を追加し、予算総額を 3 億3, 065万3, 000円といたしました。

第15号議案令和 5 年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する保険料負担金の減額等に伴い補正するもので、補正の額は、歳入歳出それぞれ610万4, 000円を減額し、予算総額を10億4, 905万9, 000円といたしました。

第16号議案令和 5 年度朝倉市水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入及び支出において、令和 5 年 7 月豪雨に伴う水道料金減免による給水収益の減額及びそれに伴う一般会計繰入金の増額により補正するもので、収入合計を 6 億877万5, 000円とし、収益的支出を64万5, 000円減額し、 6 億4, 241万6, 000円といたしました。

また、資本的収入及び支出において、予定していた配水管布設工事について道路改良工事の遅延等により減額補正するもので、資本的収入を5, 700万円減額し、収入合計を 1 億8, 438万3, 000円とし、資本的支出を5, 940万円減額し、支出合計を 3 億1, 731万1, 000円といたしました。

第17号議案令和 5 年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第 3 号）につきましては、収益的収入及び支出において負担金の減に伴い補正するもので、収益的収入を1, 102万6, 000円

減額し、収入合計を23億9,224万8,000円とし、収益的支出を1,102万6,000円減額し、支出合計を21万9,635万8,000円といたしました。

また、資本的収入及び支出において、事業費確定による減額及び令和6年度に予定していた国庫補助事業の前倒しに伴う事業費の増額により、資本的収入を1億2,201万8,000円減額し、収入合計を16億6,530万6,000円とし、資本的支出を1億3,180万円減額し、支出合計を24億2,526万円としました。

次に、第18号議案及び第19号議案令和5年度朝倉市工業用水道事業会計及び令和5年度朝倉市水道事業会計における建設改良積立金の目的外使用につきましては、令和5年度朝倉市工業用水道事業会計及び令和5年度朝倉市水道事業会計における建設改良積立金をその目的以外の使途に使用することについて、地方公営企業法施行令第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第20号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきましては、多機能端末機を用いて移動端末設備に記録された利用者証明用電子証明書を利用した印鑑登録証明書の交付を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第21号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第22号議案朝倉市立あまぎ水の文化村条例の一部を改正する条例の制定につきましては、朝倉市立あまぎ水の文化村の水辺のふれあいゾーンにキャンプ場を整備し、適切な運営及び管理を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第24号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、放課後児童支援員の資格要件を緩和したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第25号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率を定め、及び介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴う規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第26号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに

に伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第27号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の処遇の改善並びに消防団の組織及び活動の充実を図るため、この条例を制定しようとするものであります。

第28号議案朝倉市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第29号議案朝倉市水道給水条例及び朝倉市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、水道法の一部が改正されることに伴い規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第30号議案朝倉市自家用有償旅客運送条例の制定につきましては、地域住民の交通の確保及び公共の福祉の増進を図るため自家用有償旅客運送を実施したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第31号議案及び第32号議案辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、佐田辺地及び黒川辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第33号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更につきましては、普通河川奈良ヶ谷川通堂川災害復旧工事について、工事設計等の一部変更により協定額を変更する必要が生じたので、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第34号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決頂きますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承頂きますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 第17号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明の中で、収益的支出の部分で支出合計を「21億9,635万8,000円」と説明する

ところを「21万9,635万8,000円」と申し上げました。訂正をさせていただきます。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は3月1日の本会議において行います。

お諮りいたします。第4号議案については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを予算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あらかじめお伝えいたします。次回2月28日の会議は、一般質問の1人当たりの持ち時間を70分とすることにより、午前9時30分に繰り上げて開くことにいたします。お間違いのなきようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時50分散会